

平成26年度 受託調査概要

A. 国

	業務種別	調査名称	調査概要	委託者
A 1	都市基盤情報発信方策	新たな都市基盤の整備・管理手法及び海外への情報発信方策に係る検討調査	今後の都市基盤の整備・管理において、厳しい財政状況等により民間の力を最大限生かすことが求められており、そのための都市基盤の整備・管理手法のあり方について検討した。具体的には、国内外のエリアマネジメント事例を収集し、収益面・人材面・認知度・継続性の確保などの観点で分析すること等を通じて、国の施策の方向性を検討した。事例収集に際しては、上記分析に資するために、既に一定の成果を挙げている事例に着目するとともに、最新の事例（BIDの取組み、空き家・空き店舗対策、郊外大規模団地における地域包括ケアの考え方等を含むもの）もフォローした。 また、様々な都市生活者や訪問者が移動等の都市活動を快適にできるようになる最新の都市基盤や都市基盤技術に関して、「ユニバーサルデザイン」、「エネルギー」、「交通」、「健康・医療」、「都市空間」、「ICT」、「その他要素技術（建築、土木、水）」の7分野の技術や関連プロジェクトについて民間企業や団体へのヒアリングを行い、技術リストを整理した。さらに、Webサイト等による海外への情報発信方策について国内外の取組事例を調査し、技術・サービスの情報発信イメージ及び今後の推進に向けた考え方、課題、検討方策をとりまとめた。	国土交通省 都市局
A 2	既成市街地再整備	今日の課題に対応した既成市街地の再整備のための市街地開発事業制度のあり方検討業務	本業務は、既成市街地の再整備に関する課題等を整理しつつ、これらの課題を解決するための市街地再開発事業制度等のあり方についての諸検討を行なうもの。 具体的には、大都市中心部、密集市街地等、地方都市中心部ごとにテーマを検討・整理し、民間事業者、地方公共団体等に対する意見聴取や現地調査、計10回の検討会の開催などを通じ、市街地再開発事業制度の改善点等に関する検討を行ない、今日の課題に対応した既成市街地の再整備のための市街地再開発事業制度のあり方を整理した。	国土交通省 都市局
A 3	地下街防災対策	地下街の防災対策推進に関する検討調査業務	地下街の耐震診断や耐震補強、非構造部材の安全点検のほか、大規模地震時に地下街利用者等がパニックに陥らずに、安心して避難できるようにするためのシミュレーションの方法等を示した「地下街の安心避難対策ガイドライン」が平成26年4月に策定された。しかし、耐震診断や耐震補強の実施も進んでいないのが実状である。 本業務は、①ガイドラインの履行を促進させるための方策についての検討 ②ガイドラインでは示されていない、耐震診断や安全点検の結果、廃止の検討が必要となる地下街の対応方針や安心避難のための適切な情報提供のあり方の検討を主な柱として、地下街の防災対策の推進に資する資料を作成した。	国土交通省 都市局
A 4	G空間	平成25年度補正予算G空間シティ構築事業	大量の滞在者が行き交う都市部の地下街等閉鎖空間において南海トラフ巨大地震や首都直下型地震による大規模災害発生時に、その施設管理者が施設内防災センターや災害対策本部での各種情報の収集、滞在者への的確な情報配信、避難誘導等避難行動支援を可能にするICT活用インフラを導入・運用するモデルケースを構築した。活用技術は先進ICT技術（準天頂衛星、IMES、Beacon、Wi-Fi、PDR、近接通信、人流センシング）の中から地域の事情を反映して選択可能にし、同一情報インフラを平常時におけるユーザー位置に応じた店舗情報配信や、動態データを収集・活用にも流用することで、施設管理者の導入インセンティブを形成した。東京、大阪、名古屋の3地区の地下街、地下空間にて実証実験を行い、実環境での有効性と運用上の課題を明らかにした。当機構は、都市地下空間活用研究会の活動を通じ、地下街等で行う実証実験の課題整理、アドバイス等を実施した。	総務省
A 5	都市機能誘導	都市機能誘導の実現手法に関する基礎的調査	改正都市再生特措法の施行（平成26年8月）等を背景に、今後、立地適正化計画の策定およびその実現化の取組みが想定されるところである。本業務は、同計画に基づく事業実施等の際に参考となる先進事例等を収集整理するものであり、都市機能および居住の立地誘導に関する全国の事業について、①再開発、②区画整理、③公有地を活用した任意事業、④民有地を活用した任意事業などの分類ごとに、「新規性」「汎用性」「財政負担を軽減する効果」等が認められる計46事例に関する情報の収集・整理を行なった。 なお、46事例の中から、都市再生機構が地方都市において事業化コーディネート及び事業実施を行う際のモデル事例として10事例を抽出し、ヒアリング等による深掘り調査を実施した。	都市再生機構

B. 地方公共団体

	業務種別	調査名称	調査概要	委託者
B 1	高崎市立地適正化計画	高崎市立地適正化計画(素案)作成業務	平成26年8月に改正施行された「都市再生特別措置法」に伴い新たに制度化された「立地適正化計画制度」を活用して、高崎市の適切な将来都市構造のあり方と土地利用、都市機能、並びにこれを支える公共交通の方向について検討し、「立地適正化計画(素案)」を作成した。併せて、施策メニューと実施スケジュール、今後の課題と対応について整理した。	高崎市
B 2	千代田区地下街等	千代田区浸水想定区域内の地下街等に関する水害対策支援等業務	浸水想定区域内の地下街等で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合に、これらの地下街の名称・所在地・所有者等とその範囲を確定したうえで、その内容を千代田区地域防災計画に位置づけるとともに、地下街等の所有者等が、単独でまたは共同して避難確保・浸水防止計画を作成するための支援を行い、区民等の安全安心に資することを目的としたもの。まず、浸水想定区域内の地下のある施設において、現地調査と登記簿等から、所有者・面積・地下階数等を調査した。次に、浸水想定区域内の地下駅と地下駅に接続する施設は共同して避難確保・浸水防止計画の策定が望まれるため、計7地区にて協議会及び打合せを開催し、また、浸水想定区域内の地下街等の所有者及び管理者、要配慮者施設の所有者及び管理者に向けた説明会も協議会開催に先立ち2回開催した。	千代田区
B 3	スマートホームコミュニティ	スマートホームコミュニティ関連推進業務	「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の重要プロジェクトである「スマートホーム・コミュニティの普及」において、昨年度に「浦和美園スマートホーム・コミュニティ整備事業」企画・提案募集を実施したが、事業提案がなく不調となった。その主な原因としては、地盤データ不足、民間事業者の土地に対する安全基準等との乖離、当地区のテーマ性や諸条件においての民間事業者とのズレや乖離などがあった。本年度は昨年度の不調の要因等を適確に踏まえて、再公募に向けての可能性を見極める事を主目的に調査を実施し、市と事業者が相互に誠意を持って協議し、協調・協働して具体的に事業推進するための、事業パートナー公募を実施した。	さいたま市
B 4	沖縄中南部都市圏	中南部都市圏駐留軍用地跡地周辺整備検討調査業務	平成25年度に宜野湾市が策定した西海岸地域開発基本構想を踏まえ、北谷町から浦添市における西海岸地域について、広域的な観点から駐留軍用地の跡地利用も見据えた開発整備の検討を行った。また、平成26年末に返還が予定されているキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区について、宜野湾市において跡地利用計画の策定に向けた作業を進めているところであるが、本業務では、交通処理計画、緑のネットワーク形成、良好な景観形成、スマートシティ、エバーグリーンデザイン、防災機能等の導入方策等について、広域的な観点から総合整備計画策定に向けた検討を進めた。	沖縄県

C. 民間等

	業務種別	調査名称	調査概要	委託者
C 1	民間都市開発支援	平成26年度民間都市開発支援ニーズの把握に関する調査	都市のコンパクト化を推進するためには、効率的な公共投資と併せて民間事業者による都市開発を適切に誘導することが求められる。しかし多くの地方都市においては、地域経済の停滞などを背景に、民間が主体的に都市開発事業を構築するには厳しい状況が続いており、これに対する資金供給も十分には行われていないのが実情である。 これらを踏まえ、本業務は、行政における民間都市開発事業に対するニーズを把握するとともに、これらを適切な民間都市開発事業の具体化に結びつけるための支援方策のあり方について検討を行うもの。全国約250都市を対象としたアンケート調査、および、約10都市を対象としたヒアリング調査などにより情報を収集し、具体的な検討を行なった。	(一財) 民間都市開発推進機構
C 2	日本橋室町三丁目地区	日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者選定(その2)業務	平成25年度において「日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者選定業務」を実施し、条件付きで特定業務代行者(候補者)を推薦したところであるが、その後、準備組合として正式な契約手続きを進めるに際し、公平公正な手続きであることを確認するため、本業務において、条件等の整理の考え方について外部の第三者の意見を聴取した。	日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合
C 3	千葉駅東口地区	千葉駅東口地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者選定業務	千葉駅東口地区第一種市街地再開発事業の推進に必要な特定業務代行者の公募による選定業務に係る事務局業務を実施。当機構が中立・公正な第三者機関として、当該再開発事業の特定業務代行者の選定事務局を務め、当機構内に学識経験者及び再開発に関する専門家により構成される選定審査委員会を設置し、特定業務代行者の選定募集要項(案)の作成を行った。ただし、準部組合の都合により、具体的な公募、募集要項の配布以降、特定業務代行者(候補者)の選定等については延期となった。	千葉駅東口地区再開発準備組合